

環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程

一般社団法人環境パートナーシップ会議

平成 26 年 5 月 29 日

一部改正 平成 26 年 8 月 11 日

(通則)

第 1 条 環境リスク調査融資促進利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）その他の法令並びに環境金融拡大利子補給金事業費補助金（環境リスク調査融資促進利子補給基金）交付要綱（平成 25 年 4 月 23 日付け環政経発第 1304235 号。以下「交付要綱」という。）及び環境リスク調査融資促進利子補給金実施要領（平成 25 年 4 月 23 日付け環政経発第 1304236 号。以下「実施要領」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この規程は、実施要領 20. の規定に基づき、一般社団法人 環境パートナーシップ会議（以下「EPC」という。）が、実施要領 2. に規定する基金事業を実施するために必要な事項を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(協定書の締結)

第 3 条 EPC は、実施要領 4. に規定する指定金融機関の指定後速やかに、当該指定金融機関との間で利子補給金の交付に関する事務について協定書（様式第 1）を締結するものとする。

(交付の対象)

第 4 条 EPC は、予算の範囲内において、指定金融機関が行う次の各号に掲げる要件の全てを満たす融資のうち、利子補給を行うことが適当であると認めるものについて、年利 2% を貸付残高に乗じた額を上限として、当該融資を行う指定金融機関に対して利子補給金を交付するものとする。

- (1) 別表 1 の地球温暖化対策のための設備投資の事業に対する融資であって、当該事業により発生する収益を融資の返済の主たる原資とするものであること。ただし、融資額の算定に当たって計上すべき費用は、別表 2 に掲げる費用に限り、1 契約当たりの融資限度額は、30 億円であること。
- (2) (1) の事業に伴い、土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築を行う

もの（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業及び他の環境影響評価制度の対象となる事業を除く。ただし、他の環境影響評価制度の対象となる事業のうち、EPCが認めるものについてはこの限りではない。）であること。

- (3) 融資先事業者が、(2)の事業が環境に及ぼす影響等について、専門的な知見を有する者の意見を聴いて調査し、地域住民等の関係者と情報交流を行った上で、これに基づき事業における環境配慮の具体的な取組の計画を作成していること。
- (4) 指定金融機関が、(3)の計画の内容及びその実施の確認を行っていること。
- (5) 原則として、平成27年1月10日までに、融資の開始の日が設定されていること。
- (6) 原則として、交付決定日から平成27年9月30日までの間に工事を開始するもの。
- (7) 平成30年3月31日までに工事が完了するもの。
- (8) 貸付の形式は、証書貸付であること。
- (9) 償還方法は、原則として毎年3月10日及び9月10日を償還日とする元金均等償還であること。ただし、融資の開始の日より原則として1年以内の据置期間は、これを認めるものとし、融資先事業者の希望により貸付残高の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。
- (10) 利払方法は、原則として6か月ごとの後払いであること。
- (11) 利子補給期間中は、原則として固定利率とすること。
- (12) 原則として、本事業の開始前における融資に係る利率等の条件と同じであること。

(単位期間)

第5条 交付対象の融資に係る単位期間は、3月11日から同年9月10日までの期間及び9月11日から翌年3月10日までの期間とする。

2 7月11日から同年9月10日までの期間又は1月11日から同年3月10日までの期間に開始された融資に係る第1回目の単位期間は、それぞれ当該融資の開始の日から翌年3月10日までの期間又は当該融資の開始の日から同年9月10日までの期間とすることができる。

3 前2項において、9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。

(交付額)

第6条 利子補給金の額は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を上限とする。ただし、当該額の合計が基金の造成額を超える場合にあっては、基金の造

成額の範囲内において算出するものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times 0.02$$

A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高

B 当該単位期間における貸付残高の存する日数

(交付申請)

第7条 指定金融機関は、利子補給金の交付を受けようとする融資について、第8条第2項に掲げる審査会の日程を勘案し、EPCが定める期日までに、交付申請書(様式第2)をEPCに提出しなければならない。

2 指定金融機関は、前項の交付申請書の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設備投資事業計画書(様式第2別紙1)
- (2) 環境配慮取組計画書の写し(様式第2別紙2)
- (3) 環境配慮取組確認管理表(様式第2別紙3)
- (4) 二酸化炭素排出抑制計画表(様式第2別紙4)
- (5) 利子補給金交付請求予定一覧表(様式第2別紙5)
- (6) 融資先事業者の会社概要
- (7) 前各号に掲げるもののほか、EPCが必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 EPCは、指定金融機関から前条の交付申請書の提出があったときは、必要に応じ現地調査等を行って、当該申請の内容を審査し、利子補給金を交付すべきと認めるときは、速やかに利子補給金の交付決定を行い、交付決定通知書(様式第3)により指定金融機関に通知するものとする。

2 EPCは、前項の規定に基づき交付決定を行おうとするときは、次の各号に掲げる専門的知見を有する者によって構成する審査会の意見を聴くものとする。審査会は、年数回程度開催することとし、前条の交付申請書の提出があった案件について一括して審査を行う。

- イ 事業が環境に及ぼす影響及び環境の保全に係る対策に関する知見
- ロ 二酸化炭素の排出削減に係る技術に関する知見
- ハ 環境の保全に関する地域住民との情報交換に関する知見

3 EPCは、前項の審査会の会議において交付決定を行うことが適当と認められた申請案件に係る利子補給金の合計額が基金の額(基金事業の実施に必要な事務に要する経費を除く。)を超える場合その他の利子補給金交付事業の実施に特段の支障がある場合は、EPCは、当該会議において交付決定を行うことが適当と認められた案件の利子補給金額を一定の比率により減額した額をもって利子補給金額の額を決

定とする。

- 4 EPC は、第 1 項の審査において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付の決定において当該申請に係る事項に修正を加え、交付の決定に条件を付し、又は環境の保全に係る対策に関する提言を述べることができる。
- 5 EPC は、利子補給金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書（様式第 4）により指定金融機関に通知するものとする。
- 6 指定金融機関は、第 1 項の交付の決定の通知を受領した後に融資先事業者と金銭消費貸借契約を締結するものとし、当該契約締結後遅滞なくその写しを EPC に送付することとする。

（交付申請の取下げ）

第 9 条 指定金融機関は、前条第 1 項の交付の決定の通知を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、利子補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内にその旨を記載した書面を EPC に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第 10 条 指定金融機関は、3 月 10 日までの単位期間が満了したときは、速やかに利子補給の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）の実施状況に係る実績報告書（様式第 5）に利子補給金額一覧表（様式第 5 別紙 1）を添えて、EPC に提出しなければならない。

（額の確定）

第 11 条 EPC は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告の内容を審査し、適正に交付対象融資が実施されていると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定するものとする。

- 2 EPC は、前項の額について、利子補給金額確定通知書（様式第 6）に利子補給金確定額一覧表（様式第 6 別紙 1）を添えて、指定金融機関に通知するものとする。

（交付請求）

第 12 条 指定金融機関は、前条第 2 項の利子補給金の額の確定の通知を受けたときは、交付請求書（様式第 7）に利子補給金交付請求額一覧表（様式第 7 別紙 1）を添えて、EPC に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず概算払を受けようとする場合は、指定金融機関は、9 月 10 日までの単位期間にあつては同年 8 月末日、3 月 10 日までの単位期間にあつては同年 2 月末日までに概算払請求書（様式第 8）に利子補給金概算払請求額一覧表（様式第 8 別紙 1）を添えて、EPC に提出しなければならない。

(払込み)

第 13 条 EPC は、前条の交付請求書の提出があったときは、請求のあった利子補給金の額を、交付対象融資ごとに EPC が設けた交付対象融資管理台帳と照合し、適正な請求額であると認めるときは、指定金融機関に対して利子補給金を払い込むものとする。

2 EPC が必要があると認めた場合については、概算払をすることができるものとし、EPC は、原則として各単位期間の満了の日に指定金融機関に対して利子補給金を払い込むものとする。

3 第 1 項の利子補給金は、指定金融機関に対し直接振込により払い込むものとする。

4 指定金融機関は、EPC から交付を受けた利子補給金については、融資先事業者の利息に充当しなければならない。

(融資条件等の変更)

第 14 条 指定金融機関は、第 8 条第 1 項の規定に基づく交付の決定の通知を受けた融資について、償還期限、据置期間、払込日、償還方法等の融資条件等を変更しようとするときは、あらかじめ融資条件等変更承認申請書（様式第 9）に利子補給金請求予定変更一覧表（様式第 9 別紙 1）を添えて EPC に提出し、その承認を得なければならない。

(融資条件等の変更承諾等)

第 15 条 EPC は、指定金融機関から前条の融資条件等変更承認申請書の提出があったときは、必要に応じ現地調査等を行って、当該申請の内容を審査し、融資条件等の変更の承認をしたときは、融資条件等変更承認通知書（様式第 10）により、指定金融機関に通知するものとする。この場合において、EPC は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができるものとする。

2 EPC は、融資条件等の変更を承認しないときは、融資条件等変更不承認通知書（様式第 11）により指定金融機関に通知するものとする。

(事業状況等の報告)

第 16 条 指定金融機関は、交付対象融資の実施状況及び利子補給金の利息に対する充当状況等について、第 8 条第 1 項の交付決定通知書に定める期日までに、事業状況報告書（様式第 12）に次の各号に掲げる書類を添えて、EPC に提出しなければならない。

(1) 環境配慮取組確認状況表（様式第 12 別紙 1）

(2) 二酸化炭素排出抑制状況表（様式第 12 別紙 2）

(3) 利子補給金交付充当実績・請求予定一覧表（様式第 12 別紙 3）

2 指定金融機関は、最後の利子補給金の支払いを受けたときは、利子補給期間が終

了した日までの交付対象融資の実施結果及び利子補給金の利息に対する充当結果等について、速やかに、事業効果報告書（様式第 13）に次の各号に掲げる書類を添えて、EPC に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 環境配慮取組確認結果表（様式第 13 別紙 1）
- (2) 二酸化炭素排出抑制結果表（様式第 13 別紙 2）
- (3) 利子補給金交付充当実績一覧表（様式第 13 別紙 3）

3 EPC は、指定金融機関から前項の事業効果報告書の提出があったときは、必要に応じ現地調査等を行って、その内容の審査を行い、環境配慮の取組の計画の内容が実施されていること及び設備投資が別表 1 各号右欄に定める基準を満たしていることを認めるときは、事業効果報告書の承認通知書（様式第 14）をもって指定金融機関に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 17 条 EPC は、必要に応じ指定金融機関に事実の確認を行った上で、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができる。

- (1) 指定金融機関が、法令若しくはこの規程又は法令若しくはこの規程の規定に基づく EPC の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 指定金融機関が、利子補給金を交付対象融資以外の用途に使用した場合。
 - (3) 指定金融機関が、交付対象融資に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 融資先事業者が、環境配慮の取組の計画の内容を実施していなかった場合又は設備投資が別表 1 各号右欄に定める基準を満たしていない場合（やむを得ない特段の事情があると EPC が認めた場合を除く。）。この場合において、別表第 1（7）右欄中「満たすことが見込まれる」とあるのは、「満たす」と読み替えるものとする。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付対象融資の全部又は一部を継続することができなくなった場合（ただし、指定金融機関又は融資先事業者の責に帰すべき事情によらない場合を除く。）。
- 2 EPC は、前項の規定に基づき交付の決定の全部若しくは一部を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第 15）により指定金融機関に通知するものとする。
- 3 EPC は、第 1 項の規定に基づき交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付したときは、交付決定内容変更通知書（様式第 16）により指定金融機関に通知するものとする。

（利子補給金の返還）

第 18 条 EPC は、前条第 1 項の規定に基づき交付の決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されて

いるときは、指定金融機関に対して、当該利子補給金の全部又は一部について、利子補給金返還命令書（様式第 17）により返還を命ずるものとする。

- 2 EPC は、前項の返還を命ずるときは、前条第 1 項第 4 号又は第 5 号に掲げる場合を除き、当該利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じて、当該利子補給金（その一部を返還した場合にあっては、当該返還の日以後の期間については、当該返還額を控除した額）につき、**年利 10.95 パーセント**の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前 2 項の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該返還の命令のなされた日から **20 日以内**とし、期限までに返還又は納付がないときは、未納に係る金額に対して、指定金融機関はその未納に係る期間に応じて**年利 10.95 パーセント**の割合で計算した延滞金を EPC に納付しなければならない。

（利子補給金の経理等）

第 19 条 指定金融機関は、EPC から交付された利子補給金の経理について、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

- 2 指定金融機関は、区分した経理について帳簿を備えて利子補給金の経理を記録し、当該帳簿、EPC から受領した書類、融資先事業者から受領した書類その他の関係書類を利子補給期間の終了日から 5 年を経過するまでの間保管しなければならない。

（調査等）

第 20 条 EPC は、基金事業の適正な実施のため、必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。

- 2 指定金融機関は、前項の規定により EPC が必要な範囲内において調査等を申し出たときは、これに協力しなければならない。

（その他必要な事項）

第 21 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、EPC が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 グリーンファイナンス促進利子補給金交付規程（平成 25 年 6 月 27 日付け）第 8 条第 1 項による交付決定の通知を受けた申請案件（以下「継続案件」という。）については、第 4 条（5）及び（6）中「平成 27 年」とあるのは「平成 26 年」と、同条（7）中「平成 30 年」とあるのは「平成 29 年」と読み替え、第 7 条第 1 項中「第 8 条第 2 項に掲げる審査会の日程を勘案し、EPC が定める期日までに、」とあるのは「平成 26 年 6 月末までに」と読み替えるものとする。
- 3 継続案件に関しては、第 7 条第 2 項並びに第 8 条第 2 項及び第 6 項の規定は適用

しない。

附 則（平成 26 年 8 月 11 日 一部改正）
この規程は、平成 26 年 8 月 11 日から施行する。

(別表 1)

設備等の種類	基準										
(1) 太陽光発電設備	<p>次の太陽電池モジュールのセル実行変換効率基準を満たすものの</p> <table border="1" data-bbox="488 439 1329 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 439 903 483">太陽電池の種類</th> <th data-bbox="903 439 1329 483">変換効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 483 903 528">シリコン単結晶系</td> <td data-bbox="903 483 1329 528">16.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 528 903 573">シリコン多結晶系</td> <td data-bbox="903 528 1329 573">15.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 573 903 618">シリコン薄膜系</td> <td data-bbox="903 573 1329 618">8.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 618 903 674">化合物系</td> <td data-bbox="903 618 1329 674">12.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) モジュール化後のセル実行変換効率： 日本工業規格 C 8960 において定められた実行変換効率を基に、モジュール化後のセルの実行変換効率（略称：セル実行変換効率）を、セル実行変換効率＝モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積×放射照度）で求める。ここで、太陽電池セルの合計面積＝1セルの全面積×1モジュールのセル数。1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。 ※放射照度＝1000W/m²</p>	太陽電池の種類	変換効率	シリコン単結晶系	16.0%	シリコン多結晶系	15.0%	シリコン薄膜系	8.5%	化合物系	12.0%
太陽電池の種類	変換効率										
シリコン単結晶系	16.0%										
シリコン多結晶系	15.0%										
シリコン薄膜系	8.5%										
化合物系	12.0%										
(2) 風力発電設備	風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させるもの										
(3) バイオマス利用装置 ※	<p>バイオマス利用装置のうち、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、木質バイオマス（リサイクル木材を除く。）を燃焼する発電については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく「間伐材チップの確認のガイドライン」に準じたガイドラインに基づいた証明書を添付することを条件とする。</p> <p>イ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用するためのもの</p> <p>ロ バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料から得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するためのもの</p> <p>ハ バイオマスを原材料とする燃料を製造するためのもの</p>										
(4) 地熱発電設備	地熱エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させるもの										
(5) 水力発電設備	水力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させるもの										
(6) コージェネレーション設備	エンジン（希薄燃焼方式、酸素センサ付三元触媒方式又は選択還元脱硝方式のものに限る。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、中高温選択還元脱硝方式、低温選択還元脱硝方式、熱電										

設備等の種類	基準
	<p>可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。)により発電するとともに、熱交換を行う機構を有する装置のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ 出力が10キロワット以上のものにあつては、低位発熱量基準で測定した総合効率が65パーセント以上のもの</p> <p>ロ 出力が10キロワット未満のものにあつては、熱の供給を主目的とするもののうち、低位発熱量基準で測定した総合効率が80パーセント以上のもの</p>
(7) 省エネルギー型建築物	<p>事業終了後に建築物が次のいずれかの環境性能基準を満たすことが見込まれる建替え又は開発</p> <p>イ 建築環境総合性能評価システムによる評価がAランク以上であること</p> <p>ロ 建築環境総合性能評価システムのLR1のスコアが4以上であること</p> <p>ハ 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第2条第3項に規定する「低炭素建築物」に該当すること</p>
(8) その他	<p>二酸化炭素削減効果が(1)から(7)までに掲げるものと同等以上であると環境省総合環境政策局長が認めるもの</p>

※ 別紙1(3) バイオマス利用装置に関する基準に関する特記事項

次に掲げる全てを満たすこと。

【イ及びロ共通】

- ア. バイオマス比率を的確に算定できる体制を担保するとともに毎月1回当該バイオマス比率を算定できる体制を整えること。
- イ. 使用するバイオマス燃料について、既存産業等への著しい影響がないものであること。
- ウ. 使用するバイオマス燃料について、その出所を示す書類を添付すること。
- エ. 副燃料として石油起源の燃料を常時使用(※)することを前提とするものは対象としない
 ※ 常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、常時使用に該当しない
- オ. 紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し発電に利用するケースについては、既に事業化が十分に進んでいることから、対象としない。

【ハ】

- ア. 薪、木炭は、伝統的に使用されてきた燃料であること、及び、単純な乾燥、炭化により製造されるものであることから、新規性が認められないため、対象としない。
- イ. 木材チップ、木材ペレットの製造設備については、製造技術において新規性が認められないこと、現時点で燃料利用における汎用性の著しい向上も期待できないことから、チップ化、ペレット化等の燃料製造設備は対象としない。ただし、バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備と併せて設置され、発電又は熱利用のための前処理として、バイオマスの裁断、チップ化、ペレット化等の必要がある場合は、バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備の前処理設備(専用設備に限る)として対象とする。
- ウ. 製造された燃料は、原則として全量が発電又は熱利用等されるものであること。

(別表2)

費目	内容	備考
(1) 設備費	別表1に定める基準を満たす温暖化対策のための機械装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査費、設計費等は対象外とする。
(2) 附帯設備費	<p>(1)の設備導入に必要な制御盤、監視装置、配管類及びこれらに附帯する設備の購入、製造(改造を含む)、据付け、輸送、補完に関する費用。</p> <p>※利用状況報告のために要する運転データ等取得のため最低限必要な計測機器、データ記録及び集計のための機器(データ取得専用を使用するものに限る。)については、「これらに附帯する設備」を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の取得及び賃借料(リース代)は対象外とする。 ・ ガスボイラー等の補助熱源は対象外とする。 ・ 設備稼働に必要な燃料の購入費用は対象外とする。
(3) 工事費	<p>(1)及び(2)の設置に不可欠な工事に要する経費。</p> <p>※工事請負会社に支払う一般管理費等も含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別表1(1)～(6)の設備設置のための建屋については、対象外とする。 ・ 既設建築物の撤去費用は対象外とする。 ・ 基礎工事については、機械基礎以外の工事(土地造成、整地及び地盤改良工事)は対象外とする。 ・ 機械基礎については、必要最低限の工事のみを対象とする。 ・ 再生可能エネルギーにおいては、機械装置からパワーコンディショナーまでとし、系統接続費用等は対象外とする。 ・ 熱供給配管は給湯器等の熱需要先までとし、ファンコイル等は対象外とする。

(様式第1)

協 定 書

一般社団法人 環境パートナーシップ会議（以下「甲」という。）と〇〇（指定金融機関名）（以下「乙」という。）は、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程（平成 26 年 5 月 29 日付け。以下「交付規程」という。）に基づく利子補給金の交付事業に関する事務について、次のとおり協定する。

(交付の対象)

第1条 甲が利子補給金を交付する乙の融資は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 交付規程別表1の地球温暖化対策のための設備投資の事業に対する融資であって、当該事業により発生する収益を融資の返済の主たる原資とするものであること。ただし、融資額の算定に当たって計上すべき費用は、交付規程別表2に掲げる費用に限り、1契約当たりの融資限度額は、30億円であること。
- (2) (1)の事業に伴い、土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築を行うもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業及び他の環境影響評価制度の対象となる事業を除く。ただし、他の環境影響評価制度の対象となる事業のうち、EPCが認めるものについてはこの限りではない。）であること。
- (3) 融資先事業者が、(2)の事業が環境に及ぼす影響等について、専門的な知見を有する者の意見を聴いて調査し、地域住民等の関係者と情報交流を行った上で、これに基づき事業における環境配慮の具体的な取組の計画を作成していること。
- (4) 乙が、(3)の計画の内容及びその実施の確認を行っていること。
- (5) 原則として、平成27年1月10日までに、融資の開始の日が設定されていること。
- (6) 原則として、交付決定日から平成27年9月30日までの間に工事を開始するもの。
- (7) 平成30年3月31日までに工事が完了するもの。
- (8) 貸付の形式は、証書貸付であること。
- (9) 償還方法は、原則として毎年3月10日及び9月10日を償還日とする元金均等償還であること。ただし、融資の開始の日より原則として1年以内の据置期間は、これを認めるものとし、融資先事業者の希望により貸付残高の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。
- (10) 利払方法は、原則として6か月ごとの後払いであること。
- (11) 利子補給期間中は、原則として固定利率とすること。
- (12) 原則として、本事業の開始前における融資に係る利率等の条件と同じであること。

(交付時期)

第2条 甲が乙に交付を行う利子補給金の額は、原則として3月11日から同年9月10日までの期間及び9月11日から翌年3月10日までの期間のそれぞれ（以下「単位期間」という。）ごとに利子補給金を交付するものとする。

(振込)

第3条 甲は、交付請求書の提出があったときは、請求のあった利子補給金の額を、交付対象融資ごとに甲が設けた交付対象融資管理台帳と照合し、適正な請求額であると認めるときは、乙に対して利子補給金を払い込むものとする。ただし、甲が必要があると認める場合については、概算払をすることができるものとし、甲は、原則として各単位期間の満了の日に指定金融機関に対して利子補給金を払い込むものとする。

2 前項の概算払については、乙は、9月10日までの単位期間にあつては同年8月末日、3月10日までの単位期間にあつては同年2月末日までに概算払請求書に利子補給金概算払請求額一覧表を添えて、甲に提出しなければならない。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を上限とする。ただし、当該額の合計が基金の造成額を超える場合にあつては、甲の指示に基づき基金の造成額の範囲内において算出するものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times 0.02$$

A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高

B 当該単位期間における貸付残高の存する日数

(交付決定の取消し等)

第5条 甲は、必要に応じ乙に事実の確認を行った上で、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができる。

(1) 乙が、法令若しくはこの協定又は法令若しくはこの協定の規定に基づく甲の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 乙が、利子補給金を交付対象融資以外の用途に使用した場合。

(3) 乙が、交付対象融資に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 融資先事業者が、環境配慮の取組の計画の内容を実施していない場合又は設備投資が交付規程別表1各号右欄に定める基準を満たしていない場合（やむを得ない特段の事情があると甲が認めた場合を除く。）。この場合において、交付規程別表第1（7）右欄中「満たすことが見込まれる」とあるのは、「満たす」と読み替えるものとする。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付対象融資の全部又は一部を継続することができなくなった場合（ただし、乙又は融資先事業者の責に帰すべき事情によらない場合を除く。）。

2 甲は、前項の規定に基づき交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付決定取消通知書（様式第15）により乙に通知するものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づき交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付し

たときは、環境リスク調査融資促進利子補給金交付決定内容変更通知書（様式第 16）により乙に通知するものとする。

- 4 甲は、第 1 項の規定に基づき交付決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、乙に対して、当該利子補給金の全部又は一部について、環境リスク調査融資促進利子補給金返還命令書（様式第 17）により返還を命ずるものとする。
- 5 甲は、前項の返還を命ずるときは、第 1 項（4）又は（5）に掲げる場合を除き、当該利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じて、当該利子補給金（その一部を返還した場合にあっては、当該返還の日以後の期間については、当該返還額を控除した額）につき、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 前 2 項の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限までに返還又は納付がないときは、未納に係る金額に対して、乙はその未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付しなければならない。

（調査等）

第 6 条 甲は、利子補給金交付事業の適正な実施のため、必要があると認めるときは、乙に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。

- 2 乙は、前項の規定により甲が必要な範囲内において調査等を申し出たときは、これに協力しなければならない。

（通知）

第 7 条 乙が融資先事業者に対して繰上償還の請求を行った場合には、その旨を遅滞なく甲に通知するものとする。

（手続）

第 8 条 この協定による利子補給金交付に関する手続は、交付規程の定めるところにより、その内容を遵守する。

（協議）

第 9 条 この協定書に定めのない事項及び協定書の内容の変更については、甲と乙が協議して決定する。

（協定書の所持）

第 10 条 この協定書は、2 通作成し、甲乙各自 1 通を所持する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 グリーンファイナンス促進利子補給金交付規程（平成 25 年 6 月 27 日付け）第 8 条第 1

項による交付決定の通知を受けた申請案件（以下「継続案件」という。）については、第1条（5）及び（6）中「平成27年」とあるのは「平成26年」と、同条（7）中「平成30年」とあるのは「平成29年」と読み替え、第7条第1項中「第8条第2項に掲げる審査会の日程を勘案し、EPCが定める期日までに、」とあるのは「平成26年6月末までに」と読み替えるものとする。

平成 年 月 日

住所 東京都渋谷区神宮前五丁目 53 番 67 号
甲 一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉

住所
乙

(様式第2)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境リスク調査融資促進利子補給金交付申請書

標記利子補給金の交付を受けたいので、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付対象融資の目的及び概要
2. 利子補給金交付申請額
3. 本申請に係る利子補給期間の開始及び終了（予定）年月日
(始期) 平成 年 月 日
(終期) 平成 年 月 日

4. 交付対象融資の内容

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 額	金 円
資 付 残 高	金 円
利 子 補 給 金 額	金 円
算 出 の 基 礎	

(様式第2別紙1)

環境リスク調査融資促進利子補給金 設備投資事業計画書

【融資先事業者の概要】

融 資 先 事 業 者	
本 社 所 在 地	
資 本 金	円
業 種	
従業員数 (常用雇用者)	名

【融資の概要】

融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日 (年 ヲ月)
融 資 契 約 額	円
償 還 期 限	平成 年 月 日
償 還 方 法	
1 回 当 た り の 弁 済 額	円
貸 付 利 率	年 %
据 置 期 間	

【融資先事業者における設備投資事業の概要】

設備等の種類	
事業の名称	
事業の目的	
事業実施区域	
事業の規模	
工事計画の概要	
事業実施体制	
総事業費	
資金使途 ※1	
返済の主たる原資 ※2	
事業状況報告書の提出希望日	
その他	

(注1) 工事等の見積書等を別添すること。

(注2) 当該事業のキャッシュフロー計算書等を別添すること。

指定金融機関名
代表者氏名 殿

住 所
融資先事業者名
代表者氏名 印

環境リスク調査融資促進利子補給金環境配慮取組計画書

環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第4条第1項に規定する地球温暖化対策のための設備投資の事業について、当該事業に起因する環境影響の低減について検討が必要な項目等を抽出し、環境配慮に関する検討を行いましたので、下記のとおり提出します。

記

1. 環境配慮に関する検討内容等

	環境影響等	検討項目選定 (○) 非選定 (×) 及びその理由	環境配慮の取組内容	左記措置等実施時期
立地環境に係る検討	重要な動植物の生息・生育地など自然環境の改変			
	重要な地形・地質又は土壌の改変			
	土壌汚染・底質汚染箇所の改変			
	人と自然との触れ合い活動の場の改変			
	その他 ()			
施設の存在及び供用に係る検討	大気汚染物質の排出			
	騒音・超低周波音の発生			
	振動の発生			
	悪臭の発生			
	水質汚濁の発生			
	地下水位の低下・地盤沈下の発生			
	重要な動植物の生息・生育地など自然環境への影響			
	地域景観への影響			

	人と自然との触れ合い活動の場への影響				
	廃棄物の発生				
	温室効果ガス・オゾン層破壊物質の排出				
	その他 ()				
工事に係る検討	建設機械の稼働による影響				
	工事用車両の走行による影響				
	工事排水や工事裸地からの降雨時濁水の発生				
	建設発生土や廃棄物の発生				
	その他 ()				

(注1) 環境影響の調査・予測・評価を行った結果等を取りまとめた報告書(様式任意)を別添し、そのうち、環境配慮の検討結果の概要を上記表に記入すること。

2. 関係者(地域住民等)との情報交流

情報交流の実施概要	
公表期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
公表方法	
周知方法	
関係者からの意見の概要	事業者としての見解

(注2) 情報交流の実施時に使用した資料等(あらまし、パンフレット等)があれば、別添すること。

3. 指導・助言を得た専門技術者

氏 名	
資 格	
類似業務 の実績	
所 属	
関与の概要等	

4. その他

--

平成 年 月 日

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境リスク調査融資促進利子補給金環境配慮取組確認管理表

環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第4条第1項の規定する地球温暖化対策のための設備投資の事業について、融資先事業者名が作成した環境配慮取組計画書の内容の妥当性を確認し、今後、当該事業の進捗に合わせ、下記の項目について実施状況の確認を行う。

記

環境配慮取組計画書に基づく 確認項目		指定金融機関における 確認	
環境配慮の取組内容	左記措置等 実施時期	予定確認時期	確認方法

(注) 指定金融機関が行った環境配慮取組計画の確認経過や確認内容等がわかる記録又は社内資料等を別添すること。

二酸化炭素排出抑制計画表

指定金融機関名	融資先事業者名	利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量 (t-CO ₂) ※1				
		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度

※1. 記入上の注意

1. 「利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量」については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版> (平成24年7月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO₂削減量を記載すること。また、その根拠資料として、同ファイルを添付すること。ただし、ガイドブックに定めのない算定方法については、EPCが環境省と別途協議して決定するものとする。
2. ガイドブックによるCO₂削減量の算定に当たっては、以下に留意すること。
 - ①エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「事業による波及導入量」に基づくCO₂削減量を算定すること。
 - ②エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「事業による波及導入量」及び「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載するとともに、その具体的資料を添付すること。

(様式第3)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった環境リスク調査融資促進利子補給金交付申請書については、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第8条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記の条件で交付することに決定したので通知します。

記

交 付 決 定 日	平成 年 月 日
融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
利 子 補 給 率	年 %
利 子 補 給 金 額	金 円
利 子 補 給 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
事業状況報告書の提出日	利子補給期間中は毎年 月末日までに提出

[条件]

環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程に定める事項を遵守すること。
融資先事業者と金銭消費貸借契約を締結した際には遅滞なくその写しを送付すること。

(様式第4)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金不交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった環境リスク調査融資促進利子補給金交付申請書については、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第8条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、交付は行わないことに決定したので、同条第5項の規定に基づき、通知します。

記

不 交 付 決 定 日	平成 年 月 日
融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円

[不交付理由]

(様式第5)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所

指定金融機関名

代表者氏名

印

環境リスク調査融資促進利子補給金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった標記利子補給金に係る実績について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象融資の内容及び効果

- (1) 内容
- (2) 効果

2. 交付対象融資の内容

融資先事業者名	
融資契約日	平成 年 月 日
融資期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融資契約金額	金 円
貸付残高	金 円
利子補給金額	金 円
算出の基礎	

(様式第5別紙1)

利 子 補 給 金 額 一 覧 表

利子補給金交付日：平成 年 月 日

回 数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 対象額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合 計	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(注3) 本表は利子補給金交付予定日ごとに作成すること。

(様式第6)

平成 年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金額確定通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった実績報告書について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第11条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり利子補給金の額を確定したので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

記

確定額 金 円

(様式第7)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境リスク調査融資促進利子補給金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった標記利子補給金について、
環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補給金請求額 金 円
2. 融資先事業者名
3. 振込先

銀 行 名	
支 店 名	
預 金 の 種 別	
口 座 番 号	
(ふりがな) 口 座 名 義	

(様式第7別紙1)

利子補給金交付請求額一覧表

利子補給金交付日：平成 年 月 日

回数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 交付請求額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合 計	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(注3) 本表は利子補給金交付予定日ごとに作成すること。

(様式第8)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境リスク調査融資促進利子補給金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった標記利子補給金について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補給金請求額 金 円

2. 融資先事業者名

3. 振込先

銀 行 名	
支 店 名	
預 金 の 種 別	
口 座 番 号	
(ふりがな) 口 座 名 義	

(様式第8別紙1)

利子補給金概算払請求額一覧表

利子補給金交付予定日：平成 年 月 日

回数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期間		(B) 日数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 交付請求額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合計	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(注3) 本表は利子補給金交付予定日ごとに作成すること。

(様式第9)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境リスク調査融資促進利子補給金融資条件等変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった標記利子補給金に係る交付対象融資の融資条件等の変更について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第14条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

融 資 先 事 業 者 名		
融 資 契 約 金 額	金 円	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日	
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	
融 資 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日	
変 更 事 項	変更前	変更後

(様式第9別紙1)

利子補給金請求予定変更一覧表

融資先事業者名：()

融資期間の初日：平成 年 月 日

融資契約金額：金 円

融資条件等変更日：平成 年 月 日

回数	利子補給金 充当・交付予定 年月日	(A) 対象貸付金 残 高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) A×B×C/365 貸付利子 実績額・予定額	(E) 利子補給率	(F) A×B×E×/365 利子補給金 実績額・予定額	D-F 融資先事業者 利子支払 実績額・予定額
			自	至						
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	() 円	() 年 月 日	() 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	年 月 日	() 円	() 年 月 日	() 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	年 月 日	() 円	() 年 月 日	() 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	年 月 日	() 円	() 年 月 日	() 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	年 月 日	() 円	() 年 月 日	() 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	年 月 日	() 円	() 年 月 日	() 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	年 月 日	() 円	() 年 月 日	() 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	年 月 日	() 円	() 年 月 日	() 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	年 月 日	() 円	() 年 月 日	() 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	年 月 日	() 円	() 年 月 日	() 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
合 計							() 円		() 円	() 円

(注1) 利子補給金充当実績は第1回より記入し、変更が生じた回の欄は、前期の単位期間の末日の翌日から変更の生じた日までの期間と、変更の生じた日の翌日から当期の単位期間の末日までに区分して記入のこと。

(注2) 次期以降については、融資条件等変更前の融資条件及び利子補給金交付請求予定額を上段のカッコ内に記入し、変更後の融資条件及び利子補給金交付請求予定額を下段に記入のこと。

(注3) 円未満切り捨てとする。

(様式第 10)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金融資条件等変更承認通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった融資条件等変更承認申請書について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり承認することとしましたので、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 金 額	金 円
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 条 件

(様式第 11)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金融資条件等変更不承認通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった融資条件等変更承認申請書について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記の理由により不承認としましたので、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第 15 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 金 額	金 円
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日
[不承認理由]	

(様式第 12)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境リスク調査融資促進利子補給金事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった環境リスク調査融資促進利子補給金に係る交付対象融資の実施状況等について、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
交付対象融資の実施状況	

(注 1) 環境配慮取組確認状況表 (様式第 11 別紙 1) は、指定金融機関が確認すべき項目を全て確認し終えた場合は、その翌年からの提出を不要とする。

(注 2) 二酸化炭素排出抑制状況表 (様式第 11 別紙 2) は、前年度末までの実績を記入すること。なお、工事が完了していない場合は、提出を不要とする。

平成 年 月 日

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境リスク調査融資促進利子補給金環境配慮取組確認状況表

環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第 4 条第 1 項の規定する地球温暖化対策のための設備投資の事業について、融資先事業者名が作成した環境配慮取組計画書に基づく下記の項目について確認を行った。

記

環境配慮取組計画書に基づく 確認項目		指定金融機関における 確認結果	
環境配慮の取組内容	左記措置等 実施時期	確認時期	結果

(様式第 12 別紙 2)

二 酸 化 炭 素 排 出 抑 制 状 況 表

指定金融機関名	融資先事業者名	利子補給期間中の二酸化炭素排出抑制量 (t-CO ₂) ※ 1				
		2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度

※ 算定根拠となる資料を添付すること。

(様式第 12 別紙 3)

利子補給金充当実績・請求予定一覧表

融資先事業者名：()

融資期間の初日：平成 年 月 日

融資契約金額：金 円

回数	利子補給金 充当・ 請求予定 年月日	(A) 対象貸付金 残 高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) $A \times B \times E / 365$ 貸付利子 実績額・予定額	(E) 利子補給率	(F) $A \times B \times E / 365$ 利 子 補 給 金 実績額・予定額	D-F 融資先事業者 利子支払 実績額・予定額
			自	至						
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
合 計							円		円	円
内実績額							円		円	円
内予定額							円		円	円

(注1) 円未満切捨てとする。

(様式第 13)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境リスク調査融資促進利子補給金事業効果報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった交付対象融資の利子補給金の受領が終了しましたので、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第 16 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象融資の内容

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
資 金 使 途	

2. 環境配慮の取組の確認結果

3. 二酸化炭素排出抑制結果

平成 年 月 日

住 所

指定金融機関名

代表者氏名

印

環境リスク調査融資促進利子補給金環境配慮取組確認結果書

環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第 4 条第 1 項の規定する地球温暖化対策のための設備投資の事業について、融資先事業者名が作成した環境配慮取組計画書に基づく下記の項目について確認を行った。

記

環境配慮取組計画書に基づく 確認項目		指定金融機関における 確認結果	
環境配慮の確認内容	左記措置等 実施時期	確認時期	結果

(様式第 13 別紙 2)

二 酸 化 炭 素 排 出 抑 制 結 果 表

指定金融機関名	融資先事業者名	利子補給期間中に実現された二酸化炭素排出抑制量 (t・CO ₂) ※ 1				
		2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度

※ 算定根拠となる資料を添付すること。

(様式第 13 別紙 3)

利子補給金交付充当実績一覧表

融資先事業者名：()

融資の開始の日：平成 年 月 日

融資契約金額：金 円

回数	利子補給金 交付予定 年月日	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) $A \times B \times C / 365$ 貸付利子 予定額	(E) 利子 補給率	(F) $A \times B \times E \times / 365$ 利子補給金 予定額	D-F 融資先事業者 利子支払 予定額	
			自	至							
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
									合 計	円	円

(注 1) 円未満切捨てとする。

(様式第 14)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金事業効果報告書の承認通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった下記の事業者に係る環境リスク調査融資促進利子補給金事業効果報告書について、その内容を審査した結果、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第 4 条第 1 項第 4 号で求める要件を満たしたものと認められますので、交付規程第 16 条第 3 項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
資 金 使 途	

(様式第 15)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって利子補給金の交付決定を通知した交付対象融資は、利子補給金の交付対象融資として不相当と認められるため、利子補給金の交付決定を取り消します。環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第 17 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
利 子 補 給 金 交 付 取 消 理 由	

(様式第 16)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金交付決定内容変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を通知した交付対象融資については、下記の変更後の欄に示すとおり決定内容を変更したので、環境リスク調査融資促進利子補給金交付事業交付規程第 17 条第 3 項の規定に基づき、通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
交 付 決 定 日	平成 年 月 日	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日	
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	
融 資 先 事 業 者 名		
融 資 契 約 金 額	金 円	
利 子 補 給 率		
利 子 補 給 期 間		
利 子 補 給 金 額		

[変更理由]

(様式第 17)

第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名 殿

一般社団法人 環境パートナーシップ会議
代表理事 廣野 良吉 印

環境リスク調査融資促進利子補給金利子補給金返還命令書

環境リスク調査融資促進利子補給金交付決定取消通知書（平成 年 月 日
付け 第 号）で取消しを通知した融資について、環境リスク調査融資促進利子補給
金交付事業交付規程第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり利子補給金の返還を
命令します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
利 子 補 給 金 額	金 円
当 該 金 交 付 日	平成 年 月 日
返 還 請 求 期 限	平成 年 月 日
加 算 金 額	金 円
加 算 金 額 計 算 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日（ 日間）
返 還 請 求 金 額	金 円
振 込 先 銀 行 名 支 店 名 ・ 預 金 の 種 別 口 座 番 号 ・ 口 座 名 義	